

平成20年度

水 質 検 査 計 画 書

市 川 三 郷 町

1. 基本方針

市川三郷町は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期的に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施いたします。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において実施する際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにいたします。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条4号に定めるところにより、水道事業者が行う定期的水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価のうえ、需要者に対して公表します。

2. 水道事業の概要

市川三郷町の水道は、市川大門、高田、大同地区及び八之尻の一部の地区を給水区域とする上水道事業と三珠地区、山保、八之尻の一部の地区及び六郷地区を給水区域とする八つの簡易水道事業があります。

(1) 給水状況等

市川三郷町上水道事業

事業の名称	市川三郷町上水道事業		
計画給水人口	10,900 人		
一日最大給水量	7,100 m ³		
浄水場	第1浄水場	第2浄水場	第3浄水場
所在地	市川大門字八乙女	市川大門字河原新田	高田字大正
水源	深井戸	深井戸	深井戸
浄水方法	塩素滅菌	塩素滅菌	塩素滅菌
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
給水区域	市川・高田・下大鳥居・黒沢(入を除く)・八之尻のうち宮沢、仲村及び見通地区		

市川三郷町簡易水道事業

事業の名称	第一簡易水道	第二簡易水道	下芦川簡易水道
計画給水人口	4,100 人	135 人	150 人
一日最大給水量	2,800 m ³	150 m ³	150 m ³
配水池	第1配水池	高萩配水池	下芦川配水池
所在地	上野字竈鼻	高萩字神明脇	下芦川字地藏堂
水源	深井戸	深井戸	表流水
浄水方法	塩素滅菌	塩素滅菌	塩素滅菌
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
給水区域	上野(樋田地区を除く)及び大塚地区	高萩・袋及び中山地区	下芦川地区

事業の名称	山保簡易水道		八之尻入簡易水道
計画給水人口	980 人		260 人
一日最大給水量	360 m ³		52 m ³
浄水場（配水池）	四尾連浄水場	帯那浄水場	沖村配水池
所在地	山保字屋下	山保字仲ノ坪	八之尻字沖村
水源	表流水・湧水	深井戸	深井戸
浄水方法	急速ろ過・塩素滅菌	塩素滅菌	塩素滅菌
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
給水区域	山保地区		八之尻のうち別所、沖村 及び黒沢のうち入地区

事業の名称	中央簡易水道	岩下簡易水道	網倉五八簡易水道
計画給水人口	4,000 人	107 人	115 人
一日最大給水量	2,000 m ³	26 m ³	56 m ³
浄水場（配水池）	中央配水池	岩下浄水場	網倉浄水場
所在地	楠甫字十王堂	岩下字仲塚上	落居字網倉日影
水源	深井戸・伏流水	湧水・深井戸	湧水・地滑り対策集水井
浄水方法	急速ろ過・塩素滅菌	急速ろ過・塩素滅菌	急速ろ過・塩素滅菌
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム
給水区域	岩間・落居のうち1区から6区・楠甫・宮原・葛籠沢及び鴨狩津向地区	岩下地区	落居7区、8区及び五八地区

3 水道水源の概況

(1) 水源及びその周辺の状況

市川三郷町の多くの水源は、深さ60～100mの深井戸から取水しており、年間をとおして、水質、水量ともに安定しています。また、水源が住宅地や農地のなかにありますが、深井戸であるため、人為的な汚染は受けにくいと考えられています。

地区によっては、河川の表流水あるいは湧水等を水源としていますので、色度、濁度等が上昇することがあります。

(2) 原水及び浄水の水質状況

過去の水質検査で水道水質基準を超過したことはありませんが、地質的な影響として、上水道においては硝酸態窒素、マンガン、カルシウム、マグネシウム及び蒸発残留物等が、また、簡易水道においてはクロロホルム、総トリハトメタン、アルミニウム、鉄、カルシウム、マグネシウム及び蒸発残留物等がやや高めとなることがあります。

(3) 水道管理上の留意点

深井戸の水源については恵まれた好ましい環境にありますが、地下水はいったん汚染されると浄化されるまでに非常に長い年月を要し、代替の水源の確保が必要となります。

現在のところ、水源周辺の地下水汚染は判明していませんが、山梨県森林環境部が実施する「地下水水質調査」の結果などから、周辺地下水の汚染状況を把握し、水源の監視強

化を図っていきます。

また、表流水等の水源については、クリプトスポリジウムの指標菌の検査を行い、水質管理を図っていきます。

4 水質検査方法及び水質検査の委託先

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の規定に基づき告示された検査方法により行います。

なお、水質検査の委託先は、水道法(昭和32年法律第177号)第20条に基づく検査機関です。

5 水質検査項目と検査頻度

採水地点は、水質基準が適用される給水栓(蛇口)と、浄水施設の入口の原水とします。

検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目を行います。また、1日に1回、色・濁り・消毒の残留効果の3項目の検査を行います。

検査頻度は、過去3年間の検査結果や水源の状況などを考慮し、項目ごとに検査頻度を決めました。

1年で水質の悪化している時期に原水の全項目(40項目)検査を行い、異常が認められた場合は直ちに確認します。

尚、水質検査計画書において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度決定の理由の詳細は、別表の検査計画表のとおりです。

6 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

水源の水質が著しく悪化したとき。

水源に異常があったとき。

給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。

浄水過程に異常があったとき。

配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その他、特に必要があると認められるとき。

また、臨時の水質検査の検査項目は、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度及びその他水質基準項目のうち必要な項目を行います。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、給水区域内の住民の方に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら毎年よりよい計画書を作成してまいります。

公表の方法は、生活環境課での閲覧、市川三郷町ホームページでも行います。

また、検査結果につきましても、毎年公表いたします。

8 水質検査の精度と信頼性の保証について

毎日検査は、市川三郷町で実施します。

水質基準項目の水質検査については、水道法(昭和32年法律第177号)第20条の4

の規定に基づく登録基準を全て満たしている厚生労働大臣登録検査機関に委託しており、水質検査の精度と信頼性の確保については万全を期しております。

9 水質検査の評価について

水質検査結果を基に水質変動の状況把握に努めるとともに、異常値が認められた時は直ちに再検査を行うなど所要の措置を講じます。なお、水質の変動等の状況によって、必要に応じ随時、水質検査の見直しを行っていきます。

10 関係者との連携について

水源の周辺で水質事故が発生した場合は、県の保健所と連携して現場調査及び水質検査を行います。